

## 伊藤正己君の「言論・出版の自由」（副題＝その制約と違憲

### 審査の基準）に対する授賞審査要旨

近代民主主義憲法にとって不可欠な大前提とされる言論・出版の自由を保障する方式に関しては、大陸型の権利宣言は抽象的な原則の宣言にすぎず、裁判による具体的な救済手段が不備なのに反し、イギリス型の自由の保障は裁判所が現実の事件において下した判例法の積み重なりからうまれるもので、つねに具体的な救済方法を伴う点で、大陸型にまさるというのがダイシイの古典的説明であつたが、そのイギリス型でも、国会の絶対的優位の原則の結果として、法律による自由の侵害に対する保障は少なくも理論上は不完全であるともいえよう。「このようにみると、イギリス的な方式である裁判所の判決を通じて具体的な権利保障を行なうと同時に、大陸のように憲法のうちに自由の保障を定め、憲法の最高法規性を確立して、立法その他による制限の効力を否認し、しかも、それを制度として実現している」アメリカ憲法が、「およそ近代憲法として言論・出版の自由を、少なくとも法的に最も強く保障している」（本書まえがき）といえる。そのアメリカ言論・出版の自由の保障が判例を通じてどのように実現されているかを研究し、そこでみとめられる言論・出版の自由への制約の基準がどのようなものであるかを究明し、アメリカと同じ方式を採用する日本憲法の解釈に示唆を与えることに役だせようというのが、本書の目的である。

本書において著者はまず日本の最高裁判所の判例がとるような基本的人権の保障は「公共の福祉に反しない限り」

みとめられるとする解釈は、憲法上の保障の実質を失わしめるおそれがあるとして、いつそう具体的な判断の基準を定立する必要を説き（第一章、序論）この点に関してアメリカの判例法を素材としつつ、理論的研究を総合的に行なおうとする。まず、精神的自由権と経済的自由権とを区別する二種の基準の理論を考察し、後者の制約が「合理性」の基準によつて説明されるとしつつ、前者についてはよりきびしい基準が要求されるとする（第二章、違憲審査の基準）。かくて言論・出版の自由への制限の合憲性を判断する基準として、まず自然法による制約の理論をとりあげる。この理論は、思想としてはともかく、裁判における基準としては不十分である（第三章、自然法による制約の理論）。そこで次にいつそく具体的な基準として、事前の抑制の理論を検討する。この基準は、各種の反対論にもかかわらず、著者によれば、原則としては維持できるものである（第四章、事前の抑制の理論）。言論規制のための立法は、さらに、その対象を明確に定めていなくてはならず、限度を超えた不明確性を含む立法は、違憲である（第五章、明確性の理論）。言論をいくつかの類型に分け、それに応じて判断の基準を異にするという理論は、ある場合に有用であることもあるが、一般的には、その区別が不安定にすぎるので、適当でない（第六章、言論の類型別にもとづく諸理論）。かよう論じて著者は、最後に詳しく「明白にして現在の危険の理論」を検討する著者の意見によれば、「言論の実質を考慮し、対立する社会的価値を較量して、その制約の有効性を判断するには、『明白にして現在の危険』が最もすぐれた基準である。もちろんそれの適用されない領域もあることに注意すべきである。さらに、それもまた主観的基準であるところからくる不確定さを免れないから、もし事前の抑制の理論や不明確による無効の理論によつて、立法を違憲としらるならば、あえてこれをもち出す必要はない。しかし、これらの客観的な基準は比較的に適用領域が限られて

おり、一般的には『明白にして現在の危険』の基準の有用性を疑うことはできないであろう』（第七章、明白にして現在の危険の理論）。

要するに、著者の目的は、「多彩をきわめるアメリカの判例や学説を分析することにより、そのうちに一定の理論を探究し、はたしてその理論が近代憲法において、とくに日本国憲法において妥当するものかどうかを明らかにしよう」とするにある。裁判所が言論・出版の自由を制限する憲法の効力を判断する場合に、よるべき基準は何か、その基準の具体的な内容はいかなるものであるか、という問題意識をもつて「アメリカ法を素材としつつ理論的究明を行なつたものは」、著者自身いうとおり「わが国にはもとより、アメリカにもみあたらない」ようである。この点だけでも、著者のこの研究は、わが学界において貴重な意味を有する。しかも、著者の英米法に関する深い学識とその日本憲法に関する鋭い洞察とは、錯雜したアメリカの判例法を批判的な視角にたつて分析し、そこに数々の有用な理論をほり出すことをじゅうぶんに成功させている。尤も著者はこの研究では、自由な民主主義を守ることを中心とした目標とする高度に洗練された「明白にして現在の危険」の基準が、アメリカと国情を異にする諸種の発達段階にある世界各国において同じ目標達成のために妥当する基準として役立つかどうかの社会心理学的考察には立入っていない。しかし、著者自身も期待するように、この研究は日本憲法の解釈、ことに日本の判例の発達に対しても、多大の教示を与えるものがあると考えられる。